

議 事 日 程

令和元年 第 2 回 定 例 会
6 月 2 4 日（月）午後 2 時 0 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和元年第 1 回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第 4 号 臨時代理の承認を求めることについて（平成 3 1 年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））

第 6 議案第 5 号 五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について

第 7 議案第 6 号 五所川原市通学区域審議会委員の委嘱について

第 8 議案第 7 号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程及び五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について（追加議案）

閉会

※ 次回定例会開催予定日 令和元年 7 月 2 5 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

令和元年

五所川原市教育委員会

第 2 回 定 例 会

(付議案件綴)

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

1	議案第4号	臨時代理の承認を求めることについて（平成31年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））	P	1
2	議案第5号	五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について	P	2
3	議案第6号	五所川原市通学区域審議会委員の委嘱について	P	4

議案第 4 号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 6 条第 1 項の規定により別冊のとおり臨時代理し同意したので、同条第 2 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和元年 6 月 2 4 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

記

平成 3 1 年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算）

提案理由

平成 3 1 年度五所川原市一般会計補正予算案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 5 号

五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について

次の者を五所川原市学校林運営委員会委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和元年 6 月 2 4 日 提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市学校林設置条例の規定に基づく五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

五所川原市学校林運営委員会委員名簿(案)

任期 自 平成30年8月22日
至 令和3年 8月21日

No	氏 名	所 属	職 名 等	備 考
1	竹 田 裕	いずみ小学校	校長	新任
2	笠 井 堅 吾	いずみ小学校PTA	会長	
3	工 藤 直 之	金木小学校	校長	
4	吉 田 郁 世	金木小学校PTA	会長	
5	舘 山 信 一	市浦小学校	校長	
6	八 木 澤 康	市浦小学校PTA	会長	新任
7	長 内 勝	金木中学校	校長	
8	川 口 渉	金木中学校PTA	会長	
9	高 阪 覚	津軽森林管理署金木支署	署長	
10	三 和 孝 幸	相内財産区管理会	会長	

1 委員の構成

- ① 関係する学校4校の校長及びPTA会長
- ② 分収造林契約に基づく学校林があることから津軽森林管理署代表者
- ③ 財産区有地の借用に基づく学校林があることから相内財産区管理会代表者

2 委員の定数:10人以内(五所川原市学校林設置条例第5条第2項)

3 委員任期:3年(五所川原市学校林設置条例第5条第4項)

議案第 6 号

五所川原市通学区域審議会委員の委嘱について

次の者を五所川原市通学区域審議会委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和元年 6 月 2 4 日 提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市通学区域審議会条例の規定に基づく五所川原市通学区域審議会委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

平成31年度 五所川原市通学区域審議会委員（案）

任期 令和元年7月1日～令和2年6月30日

No	氏 名	再新の別	委嘱区分
1	澤田 智宏	新任	(1)
2	蝦名 健	再任	(1)
3	藤田 幸大	新任	(1)
4	今 広樹	新任	(1)
5	白戸 翔	新任	(1)
6	笠井 堅吾	再任	(1)
7	吉田 郁世	再任	(1)
8	八木澤 康	新任	(1)
9	檜崎 誉人	新任	(1)
10	伊藤 幸生	新任	(1)
11	原 真紀	再任	(2)
12	小笠原 英夫	再任	(2)
13	舘山 信一	再任	(2)
14	原 知紀	再任	(2)
15	長尾 篤仁	再任	(2)
16	楠美 和子	再任	(3)
17	竹林 順三	再任	(3)

- ※ 委嘱区分
- (1) 市立の小学校及び中学校の父母と教師の会の代表者
 - (2) 市立の小学校及び中学校長の代表者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 上記の(1)から(3)までのほか、教育委員会が必要と認める者